

独立行政法人福祉医療機構役員給与規程（改正部分のみ）

新	旧
<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 914,000円</p> <p>(2) 理事 824,000円</p> <p>(3) 監事 721,000円</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額373,000円とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>附 則（平成24年3月27日）</u></p> <p>1 <u>この改正は、平成24年3月27日から実施し、平成24年3月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>平成24年6月に支給する期末手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。</u></p> <p>(1) <u>平成23年4月1日において機構の役員として受けるべき俸給及び特別調整手当の月額の合計額（平成23年4月1日以降に役員となった者にあつては新たに役員となった日において受けるべき俸給及び特別調整手当の月額の合計額）に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から翌年2月までの月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>機構の役員として平成23年6月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に支給された期末手当及び奨励手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額</u></p> <p>3 <u>前項第1号に規定する基礎額及び前項第2号に掲げる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>4 <u>平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間、役員に対する次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、当該給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p>(1) <u>俸給月額 当該役員の俸給月額に100分の9.77（以下「支給減額率」と</u></p>	<p>(俸給)</p> <p>第4条 役員俸給の月額、次の各号とする。</p> <p>(1) 理事長 919,000円</p> <p>(2) 理事 828,000円</p> <p>(3) 監事 725,000円</p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第11条 非常勤監事の非常勤役員手当の額は、月額375,000円とする。</p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>いう。) を乗じて得た額</p> <p>(2) 特別調整手当 当該役員の特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額</p> <p>(3) 期末手当 当該役員が受けるべき期末手当の額に、支給減額率を乗じて得た額</p> <p>(4) 奨励手当 当該役員が受けるべき奨励手当の額に、支給減額率を乗じて得た額</p> <p>5 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	